

多摩市契約業務不正防止マニュアル

《不正な働きかけ対応編》

平成17年9月

総務契約課

目 次

契約業務に係る不正な働きかけへの対応（要旨）	．．．．． P. 1
不正な働きかけの記録・報告等の事務の流れ	．．．．． P. 2
不正な働きかけ受付報告書	．．．．． P. 3
契約業務に係る不正な働きかけへの対応（Q & A）	．．．．． P. 4
多摩市契約業務に係る不正な働きかけへの対応に関する要綱	．．．．． P. 10
多摩市契約業務不正防止委員会設置要綱	．．．．． P. 12

契約業務に係る不正な働きかけへの対応（要旨）

1 目的

- 契約業務の透明性、公平性及び公正性の一層の向上

2 対象とする業務範囲

- 市が発注する工事の請負、業務の委託及び物品の購入に係る入札及び契約に関する業務

3 不正な働きかけとなる行為

- 市職員に対する次のような行為
 - ・ 特定業者の指名競争入札参加・不参加に関する依頼行為
 - ・ 特定業者の受注・非受注に関する依頼行為
 - ・ 非公開・公開前の予定価格、設計金額又は見積金額に関する情報聴取行為
 - ・ 非公開の最低制限価格又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取行為
 - ・ 公表前の発注に関する情報聴取行為
 - ・ 公表前の入札参加者に関する情報聴取行為

4 今回対象としない行為

- 陳情書、要望書など書面によるもので、特定の者への便宜、利益・不利益の誘導につながる恐れのないもの
- 不特定の者が傍聴できる公開の場（市議会、審議会、公聴会等）で行われたもの
- 通常の営業行為、社交辞令の範囲であることが明らかなもの
- 単に事実又は手続きの確認であることが明らかなもの

5 制度の概要

- 不正な働きかけを受けた職員の責務
 - ・ 「応じられないこと」「記録すること」を相手方に明確に伝える。
 - ・ 単独では対応せず、可能な限り複数で対応する。
- 報告書の作成
 - ・ 不正な働きかけの内容を「不正な働きかけ受付報告書」に記録
 - ・ 報告書を所属長、総務契約担当課長等を経由して市長まで報告

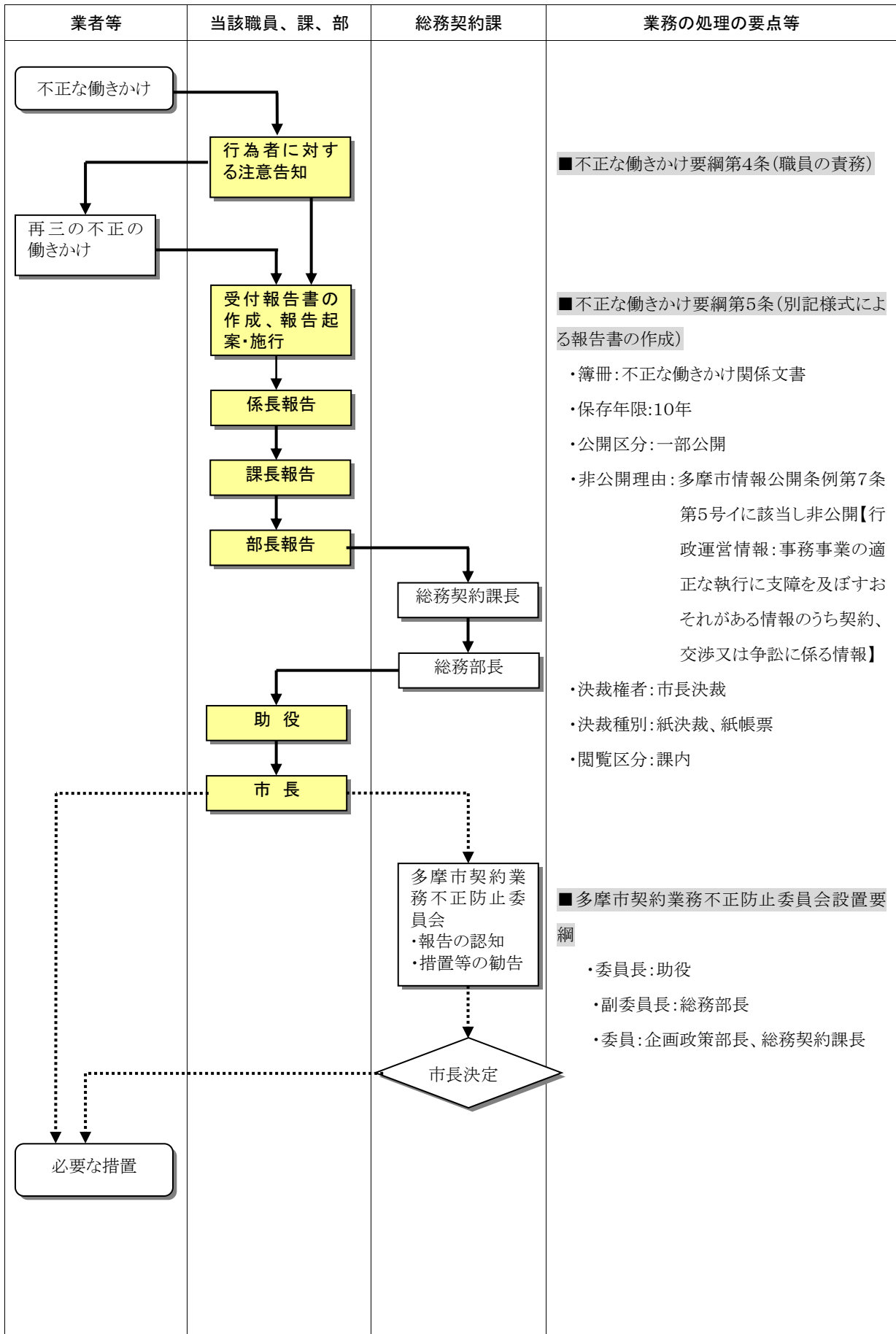
6 情報公開請求の取扱い

- 報告書は多摩市情報公開条例の規定に基づき公開する。

7 必要な措置の検討

- 多摩市契約業務不正防止委員会に諮り、必要な措置の検討。

不正な働きかけの記録・報告等の事務の流れ



不正な働きかけ受付報告書

不正な働きかけを受けた日時・場所	日 時	平成 年 月 日 () 時 分	
	場 所		
不正な働きかけの方法	面談 ・ 口頭 ・ 電話 ・ 文書 ・ その他 ()		
相手方の氏名、住所及び電話番号	氏名・団体名		
	住 所		
	電話番号		
応対者（報告者）の所属、職層名及び氏名	所 属		
	職層名		
	氏 名		
不正な働きかけの内容			
不正な働きかけを受けた職員の応対内容	<p>※不正な働きかけを受けた場合は「<u>応じられないこと</u>」及び「<u>記録すること</u>」を相手側に伝えること。</p> <p><input type="checkbox"/> 伝えた <input type="checkbox"/> 伝えない</p>		

契約業務に係る不正な働きかけへの対応（Q&A）

1 この制度の背景・目的について

質問 1

契約業務の不正な働きかけへの対応に関する制度化の背景・目的は？

回答 1

市では、これまでより公正・公平で、競争性が発揮され透明性のある契約制度の構築に向けて、入札制度の改正に取り組んできました。

この度の契約業務に関する不正な働きかけへの対応については、より適正な契約システムの確立に向けた環境整備の一環として、契約業務に対して不正な働きかけがあった場合の取扱いを規定し、契約に関する透明性、公平性、公正性、競争性の一層の向上を図る目的で行うものです。

2 この制度の概要について

質問 2

この制度の概要を簡単に言うと？

回答 2

この制度の概要は次のようになります。

- 不正な働きかけを受けたら、適正な対応をした上で、その内容を報告書に記録します。
- 報告書を作成したら、それを所属長、総務契約課長、総務部長等を経由して市長まで報告します。
- 不正な働きかけの内容により、必要に応じた措置を講じることができます。
- 報告書は公開の求めがあれば、情報公開の規定に基づき公開します。

3 対象となる行為について

質問 3

「不正な働きかけ」と「そうでない場合」の区分けは？

回答 3

「不正な働きかけ」となるポイントは、次のとおりです。

「特定の契約案件」について、「特定の業者」に関する「複数回に及ぶ執拗な依頼行為」「脅迫まがいの行為」や「非公開」「公開前」情報に関する「複数回に及ぶ執拗な情報収集行為」「脅迫まがいの行為」で、例えば、次のような場合です。

- 非公開の最低制限価格や指名業者名や指名業者数などの入札参加者に関する情報について、職員が応じられないことを伝えたにもかかわらず、再三聞き続けた場合
- 密室で当事者と職員しか聞くことが出来ない状況のところ、職員が応じられないことを伝えたにもかかわらず、特定業者を指名するよう、又は随意契約するよう依頼する場合
ただし、次のような場合は、不正な働きかけにはなりません。
- 議会の調査活動や議員の要請に基づく資料提供の場合
- 不特定多数の者が聞くことができる公然の場で、通一辺倒な「今度、このような案件がありましたら、よろしく願います。」というような営業行為、社交辞令の場合

相手方の行為が「受けられること」なのか「受けられないこと」なのかを考えてください。

質問 4

例えば、非公開の最低制限価格のことを業者が 1 回聞いてきただけでも、「不正な働きかけ」と判断していいのか？

回答 4

最低制限価格については、多摩市では非公開となっていますが、他の自治体では公開しているところもあります。このようなことから、その業者が、多摩市の制度を熟知しておらず、意図的に聞き出そうとしていないこともあり得ますので、1 度聞いてきたことで、「不正な働きかけ」とはなりません。

そのため、このような質問があった場合は、本市の制度を説明し、今後も、このような質問を聞き続けると、「不正な働きかけ」になることを相手方に伝えてください。

質問 5

「不正な働きかけ」の判断は、受けた者の主観の判断に左右されるので問題があるのでは？

回答 5

不正な働きかけを受けた職員の受け止め方によって左右される可能性もあるかも知れませんが、そのようなことがないように要綱だけではなく、このようなマニュアルの配布や職員への研修などの機会をとらえて周知します。

要綱やマニュアルでは、不正な働きかけに合った場合に、市職員は「応じられないこと」と「記録すること」を相手方に伝えることを義務づけ、それにもかかわらず、再度、同様な「働きかけ」があった場合に、「不正な働きかけ」として記録することとしています。

このような対応により、ご質問のような問題を防ぎ、適正に対応できるものと考えています。

なお、今回の取組みは、透明で公正な契約事務を推進するために、「不正な働きかけ」に適切に対応し、そのような行為を発生させない意識づくり、環境づくりを進めていくものです。

質問 6

多摩市契約業務に係る不正な働きかけへの対応に関する要綱（以下、「不正な働きかけ要綱」という。）第 2 条第 6 項にある「公表前における入札参加者に関する情報聴取行為」とはどのような行為か？

回答 6

入札等が終了した後は、入札経過調書等により入札参加者などが公表されますが、入札等が実施される前は、談合防止の観点から特定の案件に関する参加業者名やその数を公表してはいけません。

そのため、そのことについて、執拗に聞くことは、「公表前における入札参加者に関する情報聴取行為」に該当します。

ただし、「この案件の指名業者数は何社ですか」と 1 回聞かれたから、すぐに「不正な働きかけ」とは判断しません。そのような場合は、「答えられないこと」とそれでも聞くようであれば、「不正な働きかけ」として記録することを相手方に伝えます。

質問 7

不正な働きかけ要綱第 2 条第 2 項の「特定業者の受注又は非受注に関する依頼行為」とは具体的にどのようなことか？

回答 7

例えば、特定の業者に受注させるために、特定の業者名を示した上で、競争入札が出来る案件にもかかわらず、何とか特命随意契約で契約を締結するよう、担当課職員に依頼する行為などです。
また、その逆に特定の業者に受注させないように担当課職員に依頼する行為などです。

質問 8

不正な働きかけ要綱第 2 条第 7 項の「その他特定の者への便宜、利益又は不利益の誘導につながる恐れのある情報聴取行為及び依頼行為」とは具体的にどのようなことか？

回答 8

例えば、特定の業者名を示して、発注方法や入札の参加条件をその業者に有利となるように、また、その反対に特定の業者が指名等に入らないように市職員に強要する行為などです。

質問 9

不正な働きかけ要綱第 3 条第 1 項から書面によるものは「不正な働きかけ」にならないのか？
また、要望書等との区別はどう考えるのか？

回答 9

「不正な働きかけ」をする場合は、そのことが記録として残らないように相手側に伝えることが想定されます。そのため、この「不正な働きかけ要綱」は、不透明な状況下における特定の者への利益誘導等を記録に残すことなどにより防ぐねらいがあります。

したがって、特定の者への便宜を強要する文書があった場合などは、この要綱の対象となりますが、契約等に関する制度や考え方に対する要望書等は、この要綱によらず、文書管理規程に則して、文書管理システムに諸情報を登録し、関係部課等を含め供覧処理をすることになります。

質問 10

不正な働きかけ要綱第 3 条第 3 項の「通常の営業行為の範囲であることが明らかなもの」とはどんなことか？

回答 10

市役所の窓口といった公然の場で、不特定多数の者が聞くことができる状況で、例えば、「今後、何々という案件がありましたら、よろしくお願いします。」というようなものは、営業行為、社交辞令の範疇となります。

また、会社概要等のパンフレットを持参し、業務内容や官公庁等の実績を説明するというような行為は営業活動の範疇となります。

ただし、怒鳴り続ける、大きな音をたて続ける、執拗な行為で応じられないような場合は、「不正な働きかけ」となります。

4 不正な働きかけを行う対象者について

質問 11

「不正な働きかけ」の行為の対象者は、その行為をした全ての者か？

回答 11

そのとおりです。市職員が特定の者の利益を目的とした「不正な働きかけ」を受けた場合、その行為を行った全ての者を対象とします。したがって、企業や業界団体を始め、政治家や行政機関の職員はもとより、理事者を含めた市職員全員も対象となります。また、現職はもちろんのこと、元職員も含まれます。

5 報告の手続き・方法等について

質問 12

不正な働きかけを受けたときの報告の手続きは？

回答 12

不正な働きかけを受けた職員は、本要綱に従って「不正な働きかけ受付報告書」に必要な事項を正確に記入し、本報告書を作成します。

次に、文書管理システムにより起案し、「所属の係長、課長、部長」、「総務契約課長」「総務部長」「助役」を経て「市長」まで報告として施行します。詳しくは、2頁の「不正な働きかけの記録・報告等の事務の流れ」を参照してください。

なお、市長までの報告ルートの中に「不正な働きかけ」を行った者がいる場合には、その者を除いて市長まで報告します。

6 不正な働きかけを受けた場合の対応について

質問 13

「不正な働きかけ」を受けた場合、どのように対応すれば良いのか？

回答 13

「不正な働きかけ」を受けた場合、まず、「そのようなことには応じられないこと」を相手に伝えてください。

それにもかかわらず、相手が同じような「不正な働きかけ」を続けた場合、再度「そのようなことには応じられないこと」、そして「今のことを記録し、上司や契約担当部署、市長へ報告する。」ことを相手に伝えてください。

その後の処理は、「5 報告の手続き、方法等について」をご覧ください。

また、相手と話をされていて、「不正な働きかけ」と感じた場合は、単独で対応するのではなく、複数の職員で対応するようにしてください。

質問 14

「不正な働きかけ」が行われた時間帯や場所、方法は問わないのか？

回答 14

時間は、勤務時間はもとより、勤務時間外も含まれます。その場合は、登庁後、速やかに事務処理してください。事務処理の方法は「5 報告の手続き、方法等について」をご覧ください。

また、場所は、職場はもちろんのこと、自宅や会議室等も含まれます。方法は直接会うことはも

とより、電話やFAX、メールも含まれます。

なお、「不正な働きかけ」になるのかどうか、その場合の対応の仕方や報告の方法等は、これまでに述べてきたとおりです。

質問 15

勤務時間外に「不正な働きかけ」を受けた場合は、どのように対応すれば良いのか？

回答 15

勤務時間外の場合は、まず、その場では話を受けないようにしてください。その上で話がある場合は、勤務時間内に複数の者で対応するようにしてください。その際の対応の方法等は、これまで述べてきたとおりです。

7 不正な働きかけ受付報告書の公表について

質問 16

「不正な働きかけ受付報告書」の公表はどのように行われるのか。この報告書がそのまま公開されるのか？

回答 16

不正な働きかけ要綱第6条にありますとおり、公開の請求があった場合には、多摩市情報公開条例の規定に基づき公開することになります。

8 報告による影響について

質問 17

例えば、市内部からの「不正な働きかけ」に対して報告したことにより、不利益な対応をされないか心配だが、どう考えているか？

回答 17

多摩市職員の懲戒処分等に関する指針（懲戒処分基準及び公表基準）において、非違行為の事実を内部機関に通報した職員は、通報したことにより、いかなる不利益も受けないと規定しています。

また、公益通報者保護法が公布され、平成18年4月1日から施行されますので、報告したことにより、いかなる不利益も受けませんので安心してください。

質問 18

自分が報告したことが公表されることにより、圧力などを受けることはないか？

回答 18

「不正な働きかけ受付報告書」は多摩市情報公開条例に基づく請求があったときは、公開の対象となります。通常、職務で行った行為は公開の対象となりますので、慎重な対応が求められます。

9 不正な働きかけに対する必要な措置について

質問 19

不正な働きかけ要綱第7条にある「市長は、(中略)不正な働きかけの内容に応じた必要な措置を講じることができる」とあるが、具体的にはどのようなことか？

回答 19

実際には、不正な働きかけを受けた職員からの報告を受け、新たに設置した多摩市契約業務不正防止委員会で検討することになりますが、次のような措置が想定されます。

- ・ 不正な働きかけを行った業者に対する改善命令や指名停止
- ・ 不正な働きかけを行った職員に対する懲戒処分
- ・ 警察への情報提供

いずれにしましても、多摩市契約業務不正防止委員会において、受けた行為が「不正な働きかけ」になるかどうかの認定、及びその行為に対する措置について、慎重に検討することになります。

質問 20

「不正な働きかけ」に対する指名停止の措置は？

回答 20

現在の指名停止基準には「不正な働きかけ」に対する規程はありませんが、必要な措置として指名停止もあり得ます。

質問 21

市長は、措置を講じる場合は、あらかじめ必要に応じて相手側から意見聴取をするとあるが、どうということか？

回答 21

「不正な働きかけ」と認定し必要な措置を講じる場合は、その内容や状況等を踏まえ、相手方の意見、弁明を聞く機会を設けることが妥当と考えた場合に意見聴取を行うというものです。そのため、暴力行為等の場合は必要ないと考えています。

10 多摩市契約業務不正防止委員会について

質問 22

多摩市契約業務不正防止委員会の委員構成、所掌事項は？

回答 22

この委員会は、助役を委員長、総務部長を副委員長とし、企画政策部長、総務契約課長の4名で構成します。所掌事項は、不正な働きかけに該当する行為の認定や相手方に対する措置の必要性等について審議します。

11 行政委員会の職員について

質問 23

「不正な働きかけ」への対応に関して要綱で行うようだが、行政委員会の職員は？

回答 23

行政委員会については、今後、協議を進めていきます。

多摩市告示第329号

多摩市契約業務に係る不正な働きかけへの対応に関する要綱を次のとおり定める。

平成17年8月1日

多摩市長 渡辺幸子

多摩市契約業務に係る不正な働きかけへの対応に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が発注する工事の請負、業務の委託及び物品の購入に係る入札及び契約に関する業務（以下「契約業務」という。）において、職員が特定の者の利益又は不利益を目的とした不正な働きかけを受けた場合の取扱いについて必要な事項を定めることにより、契約業務の透明性、公平性及び公正性の一層の向上を図ることを目的とする。

(不正な働きかけ)

第2条 不正な働きかけとは、契約業務に関し、勤務時間の内外にかかわらず行われる行為で、次に掲げるものをいう。

- (1) 特定業者の指名競争入札参加又は不参加に関する依頼行為
- (2) 特定業者の受注又は非受注に関する依頼行為
- (3) 非公開又は公開前における予定価格、設計金額又は見積金額に関する情報聴取行為
- (4) 非公開の最低制限価格又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取行為
- (5) 公表前における発注に関する情報聴取行為
- (6) 公表前における入札参加者に関する情報聴取行為
- (7) その他特定の者への便宜、利益又は不利益の誘導につながるおそれのある情報聴取行為及び依頼行為

(対象としない働きかけ)

第3条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる行為は不正な働きかけの対象としない。

- (1) 陳情書、要望書等書面によるもので、特定の者への便宜、利益又は不利益の誘導につながるおそれのないもの
- (2) 不特定の者が傍聴できる公開の場（市議会、審議会、公聴会等）で行われたもの
- (3) 通常の営業行為の範囲であることが明らかなもの
- (4) 単に事実又は手続の確認であることが明らかなもの

(職員の責務)

第4条 職員は、不正な働きかけを受けたときは、当該働きかけを行った者（以下「相手方」という。）に対して、応じられない旨及び記録する旨を伝えなければならない。

2 職員は、不正な働きかけと思われる行為を受けた場合には、単独で対応せず、可能な限り複数で対応するよう努めるものとする。

(報告書の作成)

第5条 職員は、前条の不正な働きかけを受けた場合は、速やかに当該働きかけの内容を不正な働きかけ受付報告書（別記様式。以下「報告書」という。）に記録し、所属長、契約担当課長及び総務部長を経由して市長へ報告しなければならない。

2 前項の報告において、相手方が報告を受けるべき職員の場合は、その者を除いて報告するものとする。

る。

3 職員は、報告書を作成するときは、事実に基づき正確に記録しなければならない。

(報告書の公開)

第6条 前条の報告書は、多摩市情報公開条例（平成12年多摩市条例第53号）の規定に基づき、公開するものとする。

(必要な措置)

第7条 市長は、第5条の報告があった場合は、契約業務の適正な執行及び職員の円滑な事務執行を確保するため、別に定める多摩市契約業務不正防止委員会に諮り、不正な働きかけの内容に応じた必要な措置を講じることができる。

2 市長は、前項の措置を講じる場合は、あらかじめ必要に応じて相手方から意見聴取をするものとする。

附 則

この要綱は、平成17年9月1日から施行する。

多摩市告示第330号

多摩市契約業務不正防止委員会設置要綱を次のとおり定める。

平成17年8月1日

多摩市長 渡辺幸子

多摩市契約業務不正防止委員会設置要綱

(設置)

第1条 市の契約業務に係る談合情報及び不正な働きかけに対し適正に対処し、契約業務における不正を防止し、並びに透明性、公平性及び公正性の確保を図るため、多摩市契約業務不正防止委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議し、その結果を市長に報告する。

- (1) 談合情報をもたらされた入札の執行、契約の締結及び解除の適否に関すること。
- (2) 公正取引委員会への通報に関すること。
- (3) 多摩市契約業務に係る不正な働きかけへの対応に関する要綱（平成17年多摩市告示第329号）第7条に規定する不正な働きかけの内容に応じた必要な措置に関すること。
- (4) その他契約業務における不正防止に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、次の表に掲げる職にある者（以下「委員」という。）をもって構成する。

助役 企画政策部長 総務部長 総務部総務契約課長

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長には助役をもって充て、副委員長には総務部長をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会を統括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員会の会議は、委員長が主宰する。

(関係者の出席)

第6条 委員会は、必要に応じて、不正な働きかけを受けた職員等関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部総務契約課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年9月1日から施行する。